

入札公告（電子入札）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月19日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之

1 調達内容

- (1) 件名 平成30年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成30年4月2日から平成31年3月29日までとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域における「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者の中で、営業品目が「燃料類」である者。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がない者であること。
（直近2保険年度における労働保険料の未納がない者であること。）
- (8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金をいう。）に加入し、かつ該当する制度の直近2年間の保険料の滞納がない者であること。

3 電子調達システムの利用

本案件は電子調達システムにより執行する。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官への書面による申し出のうえ、紙入札方式（以下：紙入札）で参加することができる。

4 入札関係書類

(1) 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成30年3月9日（金）17時00分まで

*兵庫労働局ホームページからダウンロードが可能。

(2) 入札参加申請書（競争入札参加申込書）

①受付期間

本公告の日から平成30年3月9日（金）17時00分まで

②紙入札の場合の提出

兵庫労働局総務部総務課会計第一係まで提出すること。

③その他

提出期限までに提出場所へ到達しなかった場合は無効とする。

(3) 入札書

①受付期間

平成30年3月12日(月)9時00分から平成30年3月13日(火)17時00分まで

②紙入札の場合の提出

封入封印したものを、兵庫労働局総務部総務課会計第一係まで提出すること。

③その他

提出期限までに提出場所へ到達しなかった場合は無効とする。

5 開札日時及び場所

(1) 日時 平成30年3月14日(水)13時30分

(2) 場所 兵庫労働局第1共用会議室(神戸クリスタルタワー15階)

6 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

入札者は、支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

入札参加者は入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認のうえ参加すること。

8 入札関係書類に関する問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー14F

兵庫労働局総務部総務課会計第1係 担当：古谷（こや）

TEL：078-367-9173 FAX：078-367-9163

入札説明書

平成30年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

本案件は、「電子調達システム」による応札及び入開札手続きと併せて、紙を利用した応札及び入開札手続きを使用するものとする。

兵 庫 労 働 局

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之
調達機関番号 017
所在地番号 28

2 調達内容

- (1) 件名
平成30年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）
- (2) 仕様
仕様書による。
- (3) 履行期間
平成30年4月2日から平成31年3月29日までとする。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域における「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者の中で、営業品目が「燃料類」である者。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がない者であること。
（直近2保険年度における労働保険料の未納がない者であること。）
- (8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金をいう。）に加入し、かつ該当する制度の直近2年間の保険料の滞納がない者であること。

4 入札にかかるスケジュール等について

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

①入札参加申請書受付開始

平成30年2月19日（月）9時00分から

※申請時添付書類

- ・資格審査結果通知書（写）
- ・社会保険料について領収書等滞納がないことが確認できる書類(直近2年間分)(写)
- ・労働保険料について領収書等滞納がないことが確認できる書類(直近2保険年度分)(写)
- ・誓約書（支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約したもの）
- ・役員等名簿

②入札参加申請書受付締切

平成30年3月9日（金）17時00分まで

③入札書受付開始

平成30年3月12日（月）9時00分から

④入札書受付締切

平成30年3月13日（火）17時00分まで

※通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

※入札金額内訳書を添付すること。

⑤代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子調達システムにおいては復代理人による応札は認められない。

(2) 紙による入札を行う場合

①競争入札参加申込書受付開始

平成30年2月19日（月）9時00分から

※持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出。

※申込時必要書類

- ・資格審査結果通知書（写）
- ・社会保険料について領収書等滞納がないことが確認できる書類(直近2年間分)(写)
- ・労働保険料について領収書等滞納がないことが確認できる書類(直近2保険年度分)(写)
- ・誓約書（支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約したもの）
- ・役員等名簿
- ・競争入札参加申込書（紙入札方式）
- ・電子入札案件の紙入札方式での参加について

②競争入札参加申込書受付締切（必着）

平成30年3月9日（金）17時00分まで

③入札書受付開始

平成30年3月12日（月）9時00分から

※持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出。

④入札書受付締切（必着）

平成30年3月13日（火）17時00分まで

⑤入札書提出方法

入札書は当局様式にて作成の上、封筒（長形3号）に入れ封をし、割印（1カ所以上）をしたのち、入札書受付締切日時までに提出すること。

また、その封筒に氏名（法人の場合はその名称または商号）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官）及び「〇月〇日開札 調達件名 入札書在中」と朱書きすること。

※入札金額内訳書を同封すること。

(3) 開札

①開札日時及び場所

平成30年3月14日（水）13時30分

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階

兵庫労働局 第1共用会議室

②電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③紙による入札の場合

紙入札による参加者で、開札時に代表者でない者が立ち会う場合は、当局様式の委任状を提出すること。

なお、第1回目の開札に立ち会わない紙入札参加者は、第2回目以降の再入札を行うこととなった場合、その入札を辞退したものとして取り扱う。

また、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参しておくこと。

④開札会場の入退場について

立会者は、開札の定刻までに開札会場に入場すること。定刻が過ぎた後の入場はできないものとする。また、開札執行職員がやむ得ない事情があると認めないかぎり、指示があるまで開札会場を退場することはできない。

(4) 再入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、再入札を行う。なお、再入札は2回を限度とする。

また、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

(5) 競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局総務部総務課会計第一係 古谷（こや）

電話 078-367-9173 FAX 078-367-9163

5 入札及び開札に関する注意事項

(1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ①競争入札参加申込書または参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。
- ②入札者またはその代理人が本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。
- ③紙入札において入札書を当局様式以外のもので提出した場合。
- ④紙入札において入札書の金額を訂正した場合。
- ⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者が入札した場合。
- ⑥入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
- ⑦担当官が入札不完全と認めた場合。
- ⑧入札者に求められる義務を履行しなかったものが提出した場合。
- ⑨誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。

(2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入・押印（電子入札の場合は押印不要）をし、入札金額は算用数字で、数字の頭には¥（エンマーク）を、末尾には．－（ピリオド ハイフン）を記載すること。

また入札金額については、諸経費を含んだ金額とし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。**

なお、日付については**開札日ではなく提出日を記入すること。**

- (3) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けないこと。
- (4) 紙入札による者は、代表者が立ち会う場合は代表者印、代理人の場合は代理人印、復代理人の場合は復代理人印、及び入札書を持参すること。
- (5) 予定価格を超過するなどの理由により再入札とする場合、再入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。
- (6) 落札者となるべき者が二者以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (7) 入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届を速やかに提出すること。
- (8) 落札者の決定にあたり、開札会場において落札業者名及び落札価格を発表するとともに当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは公開することがあるため了承すること。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 前払金及び部分払 なし

8 落札者

- (1) 兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) **落札者は法人登記簿謄本を提出すること。**

9 契約価格

入札は、年間予定数量をもとに積算した総価により行うが、契約は、総価を積算する根拠となった単価により締結する。

10 支払の条件 契約書（案）のとおり

11 その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ① F A Q ・ お問 い 合 わ せ U R L
<https://www.geps.go.jp/faq/all>
 - ② 電子調達システムヘルプデスク U R L
https://www.geps.go.jp/contact_us
 - ③ 電子調達システムヘルプデスク T E L

0570-014-889（ナビダイヤル）／017-731-3177（I P 電話等の場合）

※参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には、兵庫労働局

総務部総務課会計第一係まで連絡すること。

- (3) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。
- (4) 当該契約に関する疑義・質問については、書面により平成30年3月7日（水）12時までに上記4の（5）に示した場所に提出すること。（FAX可）
- (5) 入札説明会は実施しない。
入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認のうえ入札に参加すること。

仕 様 書

1 件名

平成30年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

2 契約期間

平成30年4月2日から平成31年3月29日までとする。

3 対象車両

発注者（兵庫労働局、兵庫県下各労働基準監督署、各公共職業安定所）所有の自動車及び、臨時契約車両（レンタカー）。ただし、豊岡公共職業安定所香住出張所分は除く。

4 仕様

（1）購入物件は、レギュラーガソリンのみとする。

（2）給油カード等を利用し、全国の系列給油所（有料道路内の給油所は除く）で給油出来るシステムであること。

（3）各官署（別添「所在地一覧表」参照）の概ね半径5km以内に系列の給油所があること。
ただし有料道路内の給油所は除外する。

（4）料金計算は給油所個々の設定価格によるものではなく、契約業者との間で取り決めた契約単価を適用すること。

（5）給油カード等は車両1台につき1枚ずつ配付すること。

また、レンタカー用として、兵庫労働局と各官署に予備カードを必要枚数配布すること。

（6）給油日及び給油量が車両ごとに管理できること。（利用明細書・請求内訳書などの書面で確認できること。）

（7）給油カード等に車両番号を登録できること。

また給油の都度、納入数量の明記された書面（レシート等）を提出すること。

（8）所有車両の更新があった場合、給油カード等を無償で交換すること。

（9）給油カード等について、以下の仕様のもは不可とする。

①クレジット機能を有しているもの。

②入会金または年会費等を必要とするもの。

③支払方法が口座振込以外に限定されているもの。

（10）請求書は、給油日の属する月分を、発注者が指定する区分に取りまとめ提出すること。

5 年間購入予定数量

年間36,000リットル

6 価格改定

(1) 資源エネルギー庁が公表している石油製品価格調査のうち、兵庫県のレギュラーガソリンの1ℓあたりの給油所小売価格（以下「公表価格」という。）に基づいて、価格の見直しを行う。

(2) 毎月第3週の公表価格及び契約締結月（価格改定を行ったことがある場合は変更契約月）の第3週の公表価格（以下「基準価格」という。）の消費税を除いた価格の差額が±3円以上となった場合は、契約単価に調整額を加算した額を翌月以降の契約単価とする。

※調整額（税抜）＝（差異が生じた月の第3週の公表価格－基準価格）／（1＋消費税率）

※調整額（税抜）については、小数点第3位以下は切り捨てとする。

7 仕様内容の確認

現契約業者及び系列を同じくする業者以外の者が本入札に参加する場合は、各官署の概ね半径5km以内に所在する給油所等の名称・所在地を一覧にして、入札参加申込時に提出すること。

8 その他

(1) 落札者の決定は、購入予定数量に基づく総価による最低価格落札方式とするが、契約にあたっては落札金額算定の基礎となった1リットルあたりの単価による契約とする。

(2) 算定の基礎となる単価は小数点以下第2位までで設定すること。

(3) 購入予定数量が前後した場合にも、当該単価を適用すること。

(4) 本件業務の処理について、他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。

所在地一覧表(平成30年2月現在)

	官 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	兵庫労働局	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階	078-367-9173
2	神戸東労働基準監督署	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階	078-332-5353
3	神戸西労働基準監督署	652-0802	神戸市兵庫区水木通10-1-5	078-576-1831
4	尼崎労働基準監督署	660-0892	尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎1階	06-6481-1541
5	姫路労働基準監督署	670-0947	姫路市北条1-83	079-224-1481
6	伊丹労働基準監督署	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎3階	072-772-6224
7	西宮労働基準監督署	662-0942	西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎3階	0798-26-3733
8	加古川労働基準監督署	675-0017	加古川市野口町良野1737	079-422-5001
9	西脇労働基準監督署	677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎4階	0795-22-3366
10	但馬労働基準監督署	668-0031	豊岡市大手町9-15	0796-22-5145
11	相生労働基準監督署	678-0031	相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎3階	0791-22-1020
12	淡路労働基準監督署	656-0014	洲本市桑間280-2	0799-22-2591
13	神戸公共職業安定所	650-0025	神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-4605
14	(神戸港出張所)	650-0042	神戸市中央区波止場町6-11	(078-351-1671)
15	(三田出張所)	669-1531	三田市天神1-5-25	(079-563-8609)
16	灘公共職業安定所	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-7986
17	尼崎公共職業安定所	660-0827	尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2階	06-7664-8600
18	西宮公共職業安定所	662-0862	西宮市青木町2-11	0798-75-6718
19	姫路公共職業安定所	670-0947	姫路市北条字中道250	079-222-4433
20	加古川公共職業安定所	675-0017	加古川市野口町良野1742	079-421-9293
21	伊丹公共職業安定所	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8625
22	明石公共職業安定所	673-0891	明石市大明石町2-3-37	078-912-2279
23	豊岡公共職業安定所	668-0024	豊岡市寿町8-4 豊岡地方合同庁舎	0796-23-3101
24	(八鹿出張所)	667-0021	養父市八鹿町八鹿1121-1	(079-662-2217)
25	(和田山分室)	669-5202	朝来市和田山町東谷105-2	(079-672-2116)
26	西脇公共職業安定所	677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181
27	洲本公共職業安定所	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-22-0620
28	柏原公共職業安定所	669-3309	丹波市柏原町柏原字八之坪1569	0795-72-1070
29	(篠山出張所)	669-2341	篠山市郡家403-11	(079-552-0092)
30	龍野公共職業安定所	679-4167	たつの市龍野町富永1005-48	0791-62-0981
31	(相生出張所)	678-0031	相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎1階	(0791-22-0920)
32	(赤穂出張所)	678-0232	赤穂市中広字北907-8	(0791-42-2376)
33	西神公共職業安定所	651-2273	神戸市西区糞台5-3-8	078-991-1100

※年度途中に変更または追加となる場合がありますので、適宜対応すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、平成30年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約について、次の条項により単価契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は甲に対してガソリンを売り渡し、甲は乙よりそれを買受ける。
なお、給油に際しては、乙の発行する給油カードを利用するものとする。

（納入物件）

第2条 無鉛（レギュラー）ガソリンのみとする。

（納入場所）

第3条 全国の系列の給油所のうち、給油カードの利用できる給油所とする。
但し、有料道路上の給油所は除外とする。

（発注及び検査）

第4条 甲は給油カードにより発注し、給油所においては、甲または甲の指定する職員の立会いのもと納入し、納入数量の明記された書面を提出しなければならない。

（契約期間）

第5条 契約期間は、平成30年4月2日より平成31年3月29日までとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約の保証金を免除する。

（契約単価）

第7条 第2条の物件1リットルあたり 円（消費税除く）とする。

（購入予定数量）

第8条 年間購入予定数量は、36,000ℓとする。
なお、予定数量を増減した場合においても、前条の契約単価を適用する。

（代金の請求）

第9条 乙は、各車両の給油日及び給油量が確認できる利用明細書などの書面を、1ヶ月ごとに取りまとめ、請求書提出以前に提出しなければならない。

- 2 請求書は、1ヶ月ごとに発注者指定の区分に納入量を取りまとめ、第7条の契約単価を乗じて得た金額に消費税等率を乗じて積算した金額を、その翌月に「官署支出官 兵庫労働局長」（以下「官署支出官」という。）に対し請求しなければならない。
- 3 消費税相当額を算出する際に生じた1円未満の端数については、切り捨てとする。

（代金の支払）

- 第10条 官署支出官は、乙から適法な請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。
- 2 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により支払を遅延した場合は、乙に対し遅延利息を加算して支払わなければならない。
 - 3 遅延利息の額は、その期限の翌日より起算し遅延日数に応じ、この契約の成立の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額とする。

（権利・義務の譲渡・承継の禁止）

- 第11条 甲または乙は、本契約により生ずる権利もしくは義務を第三者の譲渡もしくは承継してはならない。

（契約の解除）

- 第12条 甲は、本契約に関して次の各号の一に該当するときは、本契約を解除する。
- （1）乙が完全に本契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - （2）乙が本契約の解除を請求したとき。
 - （3）乙が、法令の規定により営業に関する許可を取り消され、または営業の停止を命ぜられたとき。
 - （4）甲が行う検査に対し、乙が甲の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他不正な行為があったとき。

（違約金）

- 第13条 乙は、前条の規定により本契約を解除した場合は、違約金を甲に納入しなければならない。
- 2 違約金は、予定数量に契約単価（契約単価の変更があった場合は変更後の契約単価）を乗じた額に消費税を加算した額の100分の10に相当する額とする。
 - 3 甲は、前条第2号の請求が、天災地変その他正当な理由に基づくものと認めたときは、本条第1項及び第2項に基づく違約金の納入を免除する。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第14条 甲は、本契約に関して次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部

を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 乙は、本契約に関し次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、予定数量に契約単価（契約単価の変更があった場合は変更後の契約単価）を乗じた額に消費税を加算した額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第16条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政

処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第17条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する誓約書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第18条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、予定数量に契約単価（契約単価の変更があった場合は変更後の契約単価）を乗じた額に消費税を加算した額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第19条 乙が前条までに規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 甲は、第17条、第20条、第21条及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償する

ことは要しない。

- 2 乙は、甲が第17条、第20条、第21条及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託について)

第26条 本契約の履行に関して再委託することは認めないものとする。

(価格改定)

第27条 資源エネルギー庁が公表している石油製品価格調査のうち、兵庫県のレギュラーガソリンの1ℓあたりの給油所小売価格（以下「公表価格」という。）に基づいて、価格の見直しを行う。

- 2 毎月第3週の公表価格及び契約締結月（価格改定を行ったことがある場合は変更契約月）の第3週の公表価格（以下「基準価格」という。）の消費税を除いた価格の差額が±3円以上となった場合は、契約単価に調整額を加算した額を翌月以降の契約単価とする。

※調整額(税抜) = (差異が生じた月の第3週の公表価格 - 基準価格) / (1 + 消費税率)

※調整額(税抜) については、小数点第3位以下は切り捨てとする。

(秘密の保持)

第28条 乙は、本契約の締結及び実施に当たって知り得た機密事項を、第三者に対して漏洩、又は他の目的に使用してはならない。

(その他)

第29条 本契約の条項に関する疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については、法令、その他の慣習に従うほか、甲・乙協議して決定する。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長

乙

競争入札参加申込書（紙入札方式）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

申込人

所在地

事業所名

代表者名

印

下記物件の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

件名 平成30年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

※ 氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を捺印すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

所在地
事業所名
代表者名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名
平成 30 年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れている為

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

平成 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

印

役員等名簿

事業所名 _____

所在地 _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員（監査役含む）を記入してください。

(代理人用)

委 任 状

私儀

今般_____印を代理人と定め、下記の権限を
委任いたします。

記

- 1 件 名 平成 30 年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）
- 2 委任事項 上記 1 にかかる入札及び見積に関する一切の権限及びそれにかかる
復代理人の選任に関する権限

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

競争入札参加者

所在地

事業所名

代表者名

印

(復代理人用)

委 任 状

私儀

今般_____印を復代理人と定め、下記の権限を
委任いたします。

記

- 1 件 名 平成 30 年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）
- 2 委任事項 上記 1 にかかる入札及び見積に関する一切の権限

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

競争入札参加者（代理人）

所在地

事業所名

代表者名

印

代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

- 1 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の本店、または本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」… その法人の代表者

「代理人」… 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

- 2 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の支店、または営業所等に所属する場合は、委任状は【代理人用】および【復代理人用】の2枚が必要になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用（1枚目）】

「競争入札参加者」… その法人の代表者

「代理人」… 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の所属する支店または営業所等の長

【復代理人用（2枚目）】

「競争入札参加者（代理人）」

… 1枚目で委任された支店長または営業所長等、その法人の代表者

「復代理人」… 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。

入 札 書 (紙入札方式)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

所在地
事業所名
代表者名 印
代理人 (復代理人) 印
※代理人 (復代理人) に委任されている場合、社印及び代表者印は省略可

下記案件について入札説明書等の記載事項について遵守し、仕様書に従って受託するものとして入札します。

件 名 平成 30 年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約 (単価契約)

入札金額 (総価格) (消費税除く)

- ※ 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字 3 ケタを以下に記載すること。
なお、記載がない場合、および記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾 3 ケタを電子くじ番号とする。

--	--	--

- ※ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の 8% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

- ※ 入札金額は算用数字で、数字の頭には ¥ (エンマーク) を、末尾には . - (ピリオドハイフン) を記載すること。

入札金額内訳書

件名 平成30年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

種類	予定数量	単価（税抜）	金額（税抜）
無鉛レギュラーガソリン	36,000 リットル	円	円
合計（入札金額） ※消費税及び地方消費税を含ませないこと。			円

平成 年 月 日

事業場名 _____

辞 退 届

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

所 在 地

事業所名

代表者名

代理人(復代理人)

印

印

この度、下記件名につき辞退いたします。

記

件 名 平成 30 年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約 (単価契約)

入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

【FAX送信票】

兵庫労働局総務部 総務課 会計第一係 古谷 行
（FAX番号 078-367-9163）

入札件名	平成30年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）	
参加入札方式 （いずれかに○）	電子調達システム	紙入札
受領日 （ダウンロード日）		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
担当者FAX番号		
備考 （質問事項）		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、本票に記載のうえ、上記FAX番号へ必ず送信して下さい。

※ 急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。